

福祉文教常任委員会議事録

(令和 7 年 3 月 4 日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和7年3月4日（火） 午前10時47分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員

委員 長	中村 直幸	副委員長	濱地 知英
委 員	斧田 秀明		岡野 秀子
	西田いく子		辻本 博之
	松井 謙昌		村井 浩二
	早瀬 和信		
議 長	森田 忠彦		
- 4 欠席委員 _____
- 5 説 明 員

町 長	田中 祐二	地域活性化推進 担 当 部 長	堀内 孝茂
副 町 長	村岡 篤	教 育 次 長	東條 信也
教 育 長	中道 雅夫	秘書政策課長	小南 考弘
政策総務部長	小角 孝彦	企画担当課長	杉山 裕二
まちづくり推進部長	鳥取 勝憲	福祉介護課長	辻本 知也
健康福祉部長	木村 厚江	保険医療課長	辻野 剛宏
- 6 議会事務局 事 務 局 長 正野 正 書 記 木下 雄平
- 7 傍 聴 者 _____
- 8 会議に付した事件
 - （１）議案第1号 太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件
 - （２）議案第6号 太子町国民健康保険条例中改正の件

午前１０時４７分 開 会

○中村委員長 皆さん、おはようございます。

本日、福祉文教常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 福祉文教常任委員会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、先ほどの総務まちづくり常任委員会に引き続きご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、事件案といたしまして、議案第１号、太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件の１件、条例案といたしまして、議案第６号、太子町国民健康保険条例中改正の件の１件、予算案としまして、議案第１０号、令和６年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）ほか３件、以上合わせまして６件の議案でございます。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○中村委員長 本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

よって、これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、事件案件１件、条例案件１件、補正予算案件１件、当初予算案件３件の計６件でございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

ここで審議の順序でございますが、本日は議案第１号の事件案件１件、議案第６号の条例案件１件をご審議いただき、２日目の１２日に議案第１０号の補正予算案件と議案第１２号、１５号、１６号の当初予算案計の３件をご審議いただきたいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○中村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本日は議案第１号の事件案件１件、議案第６号の条例案件１件をご審議いただき、２日目の１２日に議案第１５号、補正予算案件１件と議案第１２号、１５号、１

6号の当初予算案件3件をご審議いただきます。

それでは、議案第1号、太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○辻本福祉介護課長 おはようございます。

それでは、議案第1号、太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、太子町立総合福祉センターの効率的かつ効果的な管理を目的に、本町では平成27年度から社会福祉法人太子町社会福祉協議会を管理者として指定しておりますが、今年度末をもって指定管理期間が終了することに伴い、次年度以降の管理者を新たに指定する必要がありますので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理に係る主な業務内容につきましては、施設管理に加え、センター利用者に対する各種相談事業や健康の増進、教養の向上及びレクリエーション事業のほか、社会福祉団体及びボランティア団体等の地域福祉関係者の利用の促進に関することとしております。

太子町立総合福祉センター設置条例第12条では、指定管理者の条件としまして、管理者は福祉センターの設置目的を理解し、適正な管理ができる社会福祉法人を選定する旨の記載がございます。また、その法人の選定委員会では、財務諸表から経営状況の安全性、健全性が良好な状況であること、過去の管理運営実績において、町内全域で地域福祉の向上に寄与する活動を展開しており、本町と地域福祉活動の支援に係る連携協定を締結しているなど、太子町社会福祉協議会が指定管理者として適任であると判断いたしましたので、引き続き管理者として指定するものでございます。

指定の期間につきましては、議案書にございますとおり、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○中村委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 先ほど効率的、効果的とあったんですけども、本当に思うのだけれども、あの場所は効率を阻害していませんか。これ、5年間ということで、施設管理はうちではないですか。施設管理として、いろんなところがもう既に悪くなっていると思うんですけども、管理しながら、あの場所でいいのかということと一緒に考えるか、町としても考えていくか、そういうことはあるんでしょうか。

○辻本福祉介護課長 まず、場所の問題ですけども、皆さんご存じのとおり、今の福祉センターの場所になってからもう三十数年たっております。利用者のほうが主に高齢者ということで、年齢等を考えた場合、あの場所がベストかと言われると、そういうことでもないというような状況も十分承知はしております。ただ、今、現存する施設を最大限に有効活用するという必要もございまして、修繕等々も適宜行っておりますが、将来の福祉センターのみならず、公共施設の適正な配置につきましては、またしかるべきところでご検討されるものだと思いますので。

以上でございます。

○斧田委員 今回のこの指定管理を出されるにあたって、行政のほうで直営で福祉センターというふうなものを管理していくよりも、より効果的な形だというふうなことで指定管理を出されたと思うんですけども、改めて先ほど言われていたような説明になるのかもわからないんですけども、そういう行政がやるよりも、今回の場合、社会福祉協議会のほうに指定を出していくというふうな内容について、説明のほうをお願いできたらと思います。

○辻本福祉介護課長 ちょっとご説明のほうでもございましたけれども、平成27年度から指定管理のほうをしております。それ以前までは町の職員が1人派遣といいますか、そういった形で施設のほうに常駐で行っておりました。27年度以降は今の状況になっておりますけれども、例えば効率的と言える部分で言いますと、人件費のところにつきましては、町の職員が結果的に行かずに済んでいるというようなところもございます。また、業務の内容のほうも、ちょっとご説明でも申し上げましたけれども、地域の福祉団体であったりボランティア団体であったりというようなところ、高齢者を含めですけども、そういった各種相談業務であったりとか、地域福祉全般の増進につながるようなところが施設の目的上求められるところがございますので、そういったところで社会福祉協議会という団体につきましては、その辺のところを十分にご理解いただき、また地域福祉の拡充に努めていただいておりますので、そういった面でも指定管理者

として適任ではないかと考えております。

以上です。

○**斧田委員** ありがとうございます。特に社会福祉協議会の場合は、先ほどの説明にもあったんですけども、社会福祉法人ということで、元々その営利は目的としていないというふうなことで、この法人自身の性格としては、非常に行政からすると安心できる場所ではないかなというふうにも私も思います。それと、一応説明の中でもありました、ボランティア団体の事務局であったりとか、それ以外でいろんな地域の活動する拠点となっているというふうなことでいくと、行政が行うよりも、より効果的に住民の方とつながっているのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○**辻本福祉介護課長** 住民とのつながりという側面で申し上げますと、実際に社協の職員、フットワークという部分で言いますと、町の職員に比べてというところで申し上げますと、地域に実際にもう出向いてということいろいろ、各種集会所で、例えばサロンであったりとかというようなところも、活動も活発にやっていただいておりますし、そういった部分では、住民さんから見たら近しい、より近しい存在、町の職員よりというところもあると思います。印象で。そういうところで、委員おっしゃったところの部分は、十分に住民さん目線からも言えることかなというふうに感じております。

以上です。

○**斧田委員** 今後においてもこういう形で契約というのができること、より地域の方とのつながりというか、持っていただけるよう今後も頑張っていただけたらと思います。

以上です。

○**中村委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○**中村委員長** ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○**中村委員長** ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**中村委員長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号、太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、条例案件の議案第 6 号、太子町国民健康保険条例中改正の件、これを議題いたします。

本件について説明を求めます。

○辻野保険医療課長 議案第 6 号、太子町国民健康保険条例中改正の件につきまして、ご説明申し上げます。

本改正でございますが、大阪府国民健康保険運営方針や国民健康保険法施行令の一部を改正する政令並びに一部負担金及び保険料の徴収猶予の取扱いに関する厚生労働省通知に基づき、所要の改正を行うものでございます。

それでは、本条例の改正要旨でございます。

まず、賦課限度額でございますが、被保険者の保険料負担の公平性や中間所得者層に配慮した保険料賦課とするため、令和 7 年度から後期高齢者医療支援金等の賦課限度額を 22 万円から 24 万円に引き上げ、大阪府統一基準に改めるものでございます。

次に、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和 7 年 2 月 7 日に公布され、所得の低い世帯に対する保険料軽減措置の所得判定基準が拡充されたことから、5 割軽減では被保険者に乗ずる金額を 29 万 5 千円から 30 万 5 千円に、2 割軽減では被保険者に乗ずる金額を 54 万 5 千円から 56 万円に改めるものでございます。

また、令和 6 年 7 月 4 日付け厚生労働省通知である国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料の徴収猶予の取扱いにおきまして、認知症等で判断能力が不十分かつ身寄りの有無が分からない被保険者が急患等として医療機関を受診した場合に、本人の資力が活用可能となるまでの間、保険料の納付を最長 1 年間猶予できるように改正を行うものでございます。

それでは、議案書の 3 枚目の新旧対照表になります。

第 14 条の 6 の 10 では、後期高齢者医療支援金等の賦課限度額を 22 万円から 24 万円に改めるものでございます。

次に、第 20 条の 2 第 1 項第 2 号において、政令軽減の 5 割軽減対象基準額を 29 万 5 千円から 30 万 5 千円に、同項第 3 号では、政令軽減の 2 割軽減対象基準額を 54 万 5 千円から 56 万円に拡充する改正としております。

次の頁になります。

同条第3項で、後期高齢者支援金等賦課額の減額について、第14条の6の基礎賦課限度額（医療給付費分）の規定を準用する改正となっております。

第20条の5第3項及び第7項は、出産被保険者の保険料の減額において、後期高齢者支援金等賦課額の減額について、第14条の6の基礎賦課限度額（医療給付費分）の規定を準用する改正となっております。

下段第24条の徴収猶予につきましては、6か月の次に、（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）を加えるものでございます。

次に、3頁お戻りいただきまして、附則でございます。

第1条では、本条例を令和7年4月1日から施行することとし、第2条においては、改正後の規定は令和7年度以後の年度分の保険料に適用し、施行日以前の年度分の保険料については従前の例によることとしております。

議案第6号、太子町国民健康保険条例中改正の件についての説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○中村委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 今回の条例改正についてなんですけれども、前段となっているのが、大阪府全体での統一というふうな流れの中で、今の大阪府の状況というのをもう一度教えていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○辻野保険医療課長 統一と申しますと、保険料のほうなんですけれども、所得割、均等割、平等割、賦課限度額というもので構成されておりますが、その所得割、均等割、平等割の料率、更に限度額のほうの統一ということをさせていただいております。また、そのほか、大阪府内におきまして統一ということで、減免の方式など全てを統一させていただいております。

以上でございます。

○斧田委員 以前にも質問して聞かせていただいたんですけれども、太子町がこういう大阪府の中で入っていくことについて、全体的な保険料というのは、今の段階では、元々の太子町のほうが低かったような状況があり、大阪府のほうが高いということなんですけれども、スケールメリットというんですか、町内のほうでの医療にかかる人が多くな

ったような場合でも、全体でのスケールメリットで救われてくる場面も考えられるというふうな流れの中で、こういう全体での統一となったというふうに思っているんですが、いかがですか。

○辻野保険医療課長 議員おっしゃるとおり、保険料につきましては徐々に上がってきているところでございます。ただ、令和7年度につきましては若干下がる予定をしております。また、スケールメリットに関しましては、大阪府に統一させていただいたことで、ちょっと極端な話をさせていただきますが、医療の高度化と薬価の高額化ということが最近起きております。極端に申し上げますと、一番高いゾルゲンスマという脊髄性筋萎縮症の薬があるんですけれども、これの1回の投薬の料金が1億6千700万円を超えてくるということになっております。幸いなことに、太子町の中でその被保険者は存在はしていませんが、こういう高額な薬品などを使われるときに、大阪府の中に入っておりますと、大阪府のほうからその医療費のほうの負担をしていただけますので、太子町で赤字になるとか、そういう問題は起きなくなっております。

以上でございます。

○斧田委員 ありがとうございます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 いろいろ悪くなっているよりも、良くなる内容のことをご説明されたかと思えますけれども、本当に賦課限度額を上げる度に、もう本当にそうなのと思うんですが、今も中間所得者層に配慮したとおっしゃいましたけれども、今回2万円、後期の分の引上げで、何世帯の方が、残念ながら最高に引っ張られて上がることになるのか教えていただけますか。

○辻野保険医療課長 今回、限度額のほうを改定させていただきまして、後期高齢者支援金分のほうを2万円上げさせていただきます。今年の保険料の計算で試算させていただいたところではございますが、5世帯13人、合計で60万円程度の保険料負担が発生することになっております。

以上でございます。

○西田委員 ありがたいことに、私はきっと中間所得者層になると思うんですけれども、国保を納めている。1人当たり、結局だから中間所得者等に配慮されて軽減された額は幾らですか。

○辻野保険医療課長 単純に人数で計算させていただきますと、1人当たり230円の保

険料の減額になると見込んでおります。

○西田委員 もう一つ、政令軽減を、判定基準の額を上げたので、これまた良くはなると思うんですけども、これによって何人、また何世帯で、これは低所得者対策と言っていいんでしょうか。すごく金額がとは思わないんですが、どうお考えですか。

○辻野保険医療課長 政令軽減に関することかと存じますが、影響額のほうですが、5割軽減、2割軽減のほうを改正させていただきますが、5割軽減で、世帯数として10世帯弱、2割軽減のほうで5世帯弱ぐらいの拡大といいますか、該当される世帯が増えるかなと見込んでおります。また、政令軽減は保険料を減額するものでございますので、被保険者に対しては有効な施策かなと考えております。

以上です。

○西田委員 これがどれだけ、5割でなんぼだったっけな。5割でだったら29万5千円から30万5千円。1万円上がって、2割で54万5千円から56万、1万5千円。これって本当に物価上昇に見合うことになっているのかなと思うと、おっしゃるとおり配慮して、ちょっとは、ちょっとはましになっていると思うんですけども、いや、本当にちょっとで、この高過ぎる国保料の負担を感じている国保加入者の方たちに、高過ぎる国民健康保険料が引き下がったなと思える額になりますか。

○辻野保険医療課長 国民健康保険の保険料につきましては、先日来保険料が高くなってきておりまして、保険料が高いなという意見を聞くこともございます。それに寄り添っているかという、100%ではないかもしれませんが、政令軽減の拡大や限度額を拡大することで、少ない額ながらも保険料を下げる努力ということで、大阪府全体でやっているところではございます。

○西田委員 私、ずっと国保の運協に入っていたんですけども、やっぱり答申で何とかしてくれと最後、国、府に引き下げるよう努力してくれというのを書いているように、もう本当に、努力がここに実っているっちゃそうかもしれませんが、本当にこんな微々たる金額で、高過ぎる国保料が下がったとは、ちょっと思えないと思うんです。

先ほど、後期で2万円上がりましたけれども、今、医療、介護、後期、最高の方って幾ら払っていて、ここに入る人、世帯がよく4人世帯でとか言いますけど、幾らぐらいの所得の人がこの中に入るんでしょうか。

○辻野保険医療課長 現在、医療が65万円、支援が24万円、介護が17万円となっておりますので、最高額が106万円になることとなります。また、一般的に言われるお

父さん、お母さん、子ども2人の4人家族で、この限度額を超える額ということになりますと、所得で600万円から650万円を超える方が対象になってくるかと考えております。

以上です。

○西田委員 この4人家族で600万円から650万円の所得の人がお金持ちかというところ、きっと違うと思うんです。国民健康保険料はこの点が決まっているから106万円、1億円儲けようが2億円儲けようが国保に入っている限り、106万円以上払わなくていいんですけれども、最低のところが4人家族というモデルケースですけれども、この額ではやっぱり高過ぎると思うんです。これまでは、だから高過ぎる国民健康保険料が本当に高いから、目の前に住民さんが見えるから、太子町も最後まで独自の減免措置で、200万円やったって、入れていたのが、大阪府に統一したばかりにそれすらできなくなって、本当に高くなっちゃったのではないですか。でも、改めてお尋ねしますけれども、国民健康保険料、これ自体は自治体が本来決められるものですよ。

○辻野保険医療課長 現在といたしましては、大阪府で統一するというところでやっておりますので、統一保険料は仕方ないかなとは考えております。ただ、おっしゃるように、保険料が高いということは感じておりますので、今後も府、国なり大阪府なりには意見は言っていこうかなと考えております。

以上です。

○西田委員 本当にできる範囲では、すごく各自治体の担当の方ですよ。声を上げてくれているから、今回これ、本当にちょっとなんだけれども、1人当たりの国保料は下がりました。1万円の、2023年度もすごく多めに見繕って余ったというのもありますけれども、でも、引下げに使えるということが実っていると思うんですけれども、大阪府が握っている限り、大阪府は自分のお金を入れようとしていませんからね。そんな中ではどんどん上がって行って、だから全国一高い保険料というのは、やっぱり大阪府の努力不足、自治体の努力不足ではない、これは。そういう中では声を上げていただきたいと思いますし、本当に高いから。これ引き下げるための声は、職員さん、よろしく願いいたします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○濱地副委員長 保険料徴収猶予のところなんですけれども、今までは6か月というところを、状況によっては1年間猶予という形になっておりますが、長くなるということは、

利用者のほうが利便性があるということで良いかなとは思いますが、現在こうやって猶予されている方はどれぐらいおられるのでしょうか。

○辻野保険医療課長 この制度にのっとって猶予を受けていらっしゃる方というのは、現時点ではいらっしゃらないです。

以上です。

○濱地副委員長 ありがとうございます。現在のところご利用されていないということなんですけれども、万が一利用された方については、徴収猶予となっておりますので、回収することで皆さんの平等性を図るということになっているかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 今ので、いないということですが、だから資力が活用可能となるまでの間ではないですか。もう本当に窓口に来て払えませんか、独り暮らしで認知症でと、中々その中で、年金がたくさんあればきっと払うんでしょうけど、これ、0というのは、やっぱり生活保護とか違う制度に移ることが多いから0なんですか。

○辻野保険医療課長 こちらの納付猶予に関しましては、保険料の払えない方という方は、やはり国民健康保険に入っている方で、数名の何人かはいらっしゃいます。当然、払えない方に関しましては、保険医療課の窓口を開けておりまして、納付相談なりを広く受け付けております。もちろん分納なりしていただくこともございますし、滞納処分ということも中にはございます。また、それに至るに関しましては十分な調査をさせていただきまして、本当に資力があるけれども払わない人なのか、資力がなくて払えない人なのかというのを見極めて、分納の相談は乗らせていただいております。

以上です。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

西田委員、討論を許します。

○西田委員 議案第6号、太子町国民健康保険条例中改正の件について、反対の立場で討論を行います。

軽減する所得判定基準が引き上げられました。後期高齢者支援金賦課限度額に係る賦

課限度額を２２万円から２４万円に引き上げることで、中間所得者層の負担軽減になりました。私たち日本共産党は、そんな僅かな軽減策を望んでいるわけではありません。３０代夫婦と就学児２人、年収３０万円の４人世帯で、２０１７年度から２０２５年度でどれだけ保険料が値上がりしているか、日本共産党大阪府議員団が調べたところ、２０１７年には年間２９万４千５４３円だった保険料が３７万６千８１９円。８万２千２７６円、１２７．９％も値上がりしています。国の悪政に輪をかけて大阪府民を苦しめているのが、府内統一された全国一高い国民健康保険料です。あまりの高さに、２０２３年度単年度赤字になった自治体が３７自治体に上りました。理由は、収納率が下がり、保険料が集め切れなかった。保険者努力支援金が先取りされて、納付金計算のときに入れられてしまったため、被保険者数が予想以上に減ったことなどが挙げられています。

そもそも大阪府の納付計算そのものが正しいのか、疑問の声が自治体からも上がっています。高過ぎる国民健康保険料を引き下げてほしい、これが住民の声です。府内統一になり、ペナルティなどで保険料ががんじがらめになっていますが、国保運営方針は技術的助言で、法令ではありません。あくまで市町村の独自に基づくものとされています。総務省は、技術的助言とは地方自治法第２４５条の４第１項等の規定に基づき、地方公共団体の事務に関し、地方公共団体に対する助言として客観的妥当性のある行為を行い、または措置を実施するように促したり、またそれを実施するために必要な事項を示したりする通知を発することができるものと説明しています。ですから、助言であって強制ではありません。

また、地方財政法第２条では、地方公共団体はその財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政もしくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない。２には、国は地方財政の自主的なかつ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならないと書かれています。国民健康保険料は太子町が決めるべきものです。国、府に対し財政支援を求めるとともに、太子町独自の減免制度の復活を求めます。

物価高騰でこれだけ住民の暮らしが大変なときに、高過ぎる国民健康保険料引下げには程遠い今回の条例改正に反対し、討論いたします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

濱地委員、討論を許します。

○濱地副委員長 議案第 6 号、太子町国民健康保険条例中改正の件について、賛成の立場で意見を述べます。

大阪府全体の保険料率を決定する本算定が行われるに際し、中間所得者層への負担軽減を図るため、賦課限度額の改正を行うなど、保険料抑制のための取組を積み上げることで、1人当たりの保険料の軽減につなげている。また、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令に基づき、低所得者対策として政令軽減の拡充を図っており、適切なものであると考えます。今後も適正な医療保険制度を推進するよう要望しまして、賛成討論といたします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第 6 号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立 6 名・反対 2 名)

○中村委員長 起立 6 名、反対 2 名。

よって、賛成多数でございます。

議案第 6 号、太子町国民健康保険条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本日の審議事項は全て終了いたしました。

なお、次回は 12 日水曜日となっておりますので、よろしくお願いいたします。

これにて、委員会を散会させていただきます。

本日はお疲れ様でした。

午前 11 時 28 分 散 会

太子町議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 中 村 直 幸